

資料 1

令和 4 年増殖放流実績について

令和4年増殖放流実績について

1 増殖放流呈示量

知事から漁業権の免許を受けた内水面の漁業協同組合は、対象とする水産動植物の増殖を行う義務があり（漁業法第168条）、群馬県内水面漁場管理委員会では各漁場における最低限行うべき増殖の目安として、「増殖放流呈示量」を示している。

なお、都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる（漁業法第169条）。

2 令和4年増殖放流呈示量の通知と達成状況

令和4年の増殖放流呈示量（4ページ）は、漁業権の免許を受けた漁業協同組合に令和4年3月22日付けで通知している。

その後、各漁業協同組合へ令和4年増殖放流実績の報告を依頼し、増殖が適正に実施されているかを調査した結果（5ページ、参考資料）、全ての漁協で増殖放流呈示量以上の増殖放流実績が確認できた。

漁業法抜粋

第168条

内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第169条

都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会（第七十一条第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあっては、同条第四項ただし書の規定により当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会。次条第四項及び第六項において同じ。）の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2～4 略

令和4年増殖放流呈示量

魚種 漁業 協同組合	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ (kg)	ナマズ (kg)
利根 1号	1,840	237,000	243,200			40	2	2	10		1,370	1		
利根 15号		産卵床造成 1箇所												
阪東	170	72,500				1	1	1	1					
群馬 3号	70	243,200				2	1	1	1	3				2
群馬 9号	80	217,100	7,000			10	1	1	1		110	1		
吾妻 2号	200	22,500	6,200			5	1	1	1					
吾妻 4号		66,700	6,200				1							
上州 5号	1,470	791,200	18,700			19	1	1	10	5	250			
上州 16号				3,700		290					70			
烏川	130	18,700				18	1	1	4	10				
東毛 3号	70	28,400				18	1	1	1	1				1
東毛 8号						10	1	1	1					
両毛 9号	70	217,100	7,000			10	1	1	1		110	1		
両毛 10号	70	78,000	1,200			5	1	1	1		6,300	1		
神流川	30	35,800				512	1	1			13,500			
南甘	1,910	220,000	2,300				1		5			1		
上野村	1,220	867,400	201,800				1		5			1		
邑楽						1,125			8					13
近藤沼						575			3		180			
日向						500			5					
城沼						65			3		55		2	
赤城大沼						150	1				18,500			
榛名湖				1,500		4					18,000			
合計	7,330	3,115,600	493,600	5,200		3,358	17	13	59	18	58,445	6	2	16

令和4年 漁業協同組合放流実績(漁協会計漁業権別換算)

魚種 漁業協同組合	アユ	ヤマメ	イワナ	マス	コイ	フナ	ウグイ		オイカワ	ウナギ	ドジョウ	ワカサギ	カジカ	モツゴ・クチボソ	ナマズ
	稚魚(kg)	稚魚(尾)	稚魚(尾)	稚魚(尾)		(kg)	(kg)	産卵場 造成 (箇所)	産卵場 造成 (箇所)	(kg)	(kg)	卵(万粒)	産卵場 造成 (箇所)	(kg)	(kg)
利根1号	3,900	484,750	473,250	565,125		80		3	3	20		4,000	2		
利根15号	産卵床造成2箇所														
阪東	254	132,500		450,000		1		1	1	1					
群馬3号	150	544,000		750,000		8		1	1	2	5				2
群馬9号	130	219,000	11,250	281,250		17		1	1	1		200	1		
吾妻2号	300	28,000	21,000	525,000		9	10	2	2	2					
吾妻4号		127,000	15,000	300,000				1							
上州5号	2,700	1,476,250	37,500	1,856,250		38		1	1	20	10	800			
上州16号				7,500		580						200			
烏川	210	37,500		112,500		50	30	1	1	5	30				
東毛3号	150	56,950		145,500		30		1	1	1	1				1
東毛8号	10	300		12,750		20		1	1	1					1
両毛9号	150	630,500	19,688			20		2	2	1		400	2		
両毛10号	150	150,000	3,000			10		2	2	1		15,600	2		
神流川	50	382,125	3,000	112,500		1,019		1	1			30,000			
南甘	3,500	572,500	5,000	82,500				2		10			1		
上野村	2,600	1,847,500	393,750	556,875			10	1		10			1		
邑楽						1,600				10					15
近藤沼						1,000				5		400			
日向						1,000				10					
城沼						150				5		100		5	
赤城大沼						150		1				250,200			
標名湖				3,000		7						36,000			
合計	14,254	6,688,875	982,438	5,760,750		5,789		22	17	105	46	337,900	9	5	19